

# 産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き

令和6年4月

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

# 用語

## 本手引きにおいて使用する用語の意味

- 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 令・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 横浜市指導要綱・・・・・・・・・・ 横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱

# I 産業廃棄物処理施設の概要

## 1 産業廃棄物処理施設とは

産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物を処理するために事業者又は産業廃棄物処理業者が設置する令第7条で定める産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）をいいます。産業廃棄物処理施設には、破碎施設、脱水施設、焼却施設、中和施設等の中間処理施設と最終処分場があります。

◎表1：令第7条で定める施設

処理施設の種類		処理能力等
1	汚泥の脱水施設	処理能力が10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外
	天日乾燥	100 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力が5 m <sup>3</sup> /日を超えるもの ②処理能力が200kg/h以上のもの ③火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	処理能力が10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力が1 m <sup>3</sup> /日を超えるもの ②処理能力が200kg/h以上のもの ③火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力100 kg/日を超えるもの ②火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべての施設
12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべての施設
13	PCBの汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分解施設	すべての施設
13-2	産業廃棄物の焼却施設（前記3、5、8及び12以外の焼却施設）	以下のいずれかに該当するもの (1) 処理能力が200kg/h以上のもの (2) 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
14	最終処分場	すべての施設
	イ. 遮断型最終処分場	
	ロ. 安定型最終処分場 ハ. 管理型最終処分場	

## II 産業廃棄物処理施設の設置

### 1 産業廃棄物処理施設設置許可について

事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を横浜市内に設置する場合は、その工事に着手する前に、横浜市長の許可を受けなければなりません（法第15条第1項）。

設置許可が必要となる施設は表1のとおりですが、表1に該当しないと考えられる場合においても、事前に本市担当者に相談してください。また、表1に該当しない施設であっても産業廃棄物処理業者が設置しようとする場合には、横浜市指導要綱に基づく手続き等が必要となります。

### 2 産業廃棄物処理施設設置許可申請について

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けようとする場合は、「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」（様式18号）に必要事項を記載し、必要な書類、図面及び生活環境影響調査書（表2-1を参照）を添付して市長に提出する必要があります（法第15条第2項、規則第11条）。なお、設置許可申請書等提出部数は、正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合は、その部数を提出してください。

◎表2-1：設置許可申請書に必要な添付書類

法律で規定されている添付書類		内容等
付近の見取り図		○現場案内図 ○配置図 ○騰記簿等（公図、土地の登記事項証明書）
処理工程図		○廃棄物処理フロー ○水バランスシート又は排水フロー
構造を明らかにする設計計算書		○全体図面、単体図面、平面図、立面図等 ○処理能力計算書 ○構造計算書
設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		○維持管理計画（維持管理計画書、維持管理の技術上の基準に適合することを記載した書類、図面等） ○管理組織図 ○緊急時連絡体制 ○維持管理の証明（技術管理者講習修了証等） ○技術上の基準に適合することを示す書類、図面等
設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		（次ページ資料7）
申請者が法人	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○貸借対照表 ○損益計算書 ○納税証明書又は確定申告書 ○株主資本等変動計算書 ○個別注記表 ※直前三年間分
	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○定款又は寄付行為 ○履歴事項全部証明書
	役員の住民票の写し	○住民票の写し
	役員の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書
	5%以上の株主又は出資者の住民票の写し（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）	○住民票の写し ○履歴事項全部証明書
申請者が個人	5%以上の株主又は出資者の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書
	直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○納税証明書又は確定申告書 ※直前三年間分
	住民票の写し	○住民票の写し
申請者が未成年	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書
	法定代理人の住民票の写し	○住民票の写し
使用人がある場合	法定代理人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書
	使用人の住民票の写し	○住民票の写し
使用人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面		○誓約書 ○登記されていないことの証明書
生活環境影響評価調査書		「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 H18.9 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部」を参考に実施してください。 <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html</a>
その他		○その他市長が必要と認める書類

※ 住民票は本人のみが記載され、本籍地の記載があり申請前3か月以内に発行された原本を提出して下さい。

※ 履歴事項全部証明書、登記されていないことの証明書は申請前3か月以内に発行された原本を提出して下さい。

添付していただく資料	内容等
処理する廃棄物（資料1）	○廃棄物の発生概要・外観等 ○廃棄物の種類及び計画量・組成等
処理残さ物の性状及び処分先等（資料2）	○残さ物名称 ○発生量 ○性状 ○処分先等
処理施設の稼働計画（資料3）	○施設及び処理の稼働計画 ○施設で使用する用水・電力・燃料及び薬剤等
排ガスの処理対策・排水の処理対策（資料4）	○排ガス処理設備前後の排出ガス量及び大気汚染物質濃度 ○排水処理設備前後の水量及び水質
防臭対策・騒音対策（資料5）	○防臭対策の概要 ○悪臭処理設備前後の主な臭気物質濃度 ○騒音対策の概要
振動対策・事業概要及び管理体制（資料6）	○振動対策の概要 ○事業概要
施設の設置及び維持管理に要する資金総額及び資金調達計画等（資料7）	○施設設置等資金総額 ○資金調達計画 ○施設の維持管理費用の総額 ○収支計画

### 3 許可申請手数料について

産業廃棄物処理施設の設置許可申請には表2-2に示す手数料が必要となります。

◎表2-2：手数料（横浜市収入証紙）

産業廃棄物処理施設の種類の種類	設置許可申請手数料
焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCBを処理する分解施設、洗浄施設、分離施設	140,000円
上記以外の施設	120,000円

※ 申請手数料は納付書で納入して頂きます。

申請書類確認後に納付書をお渡しし、お近くの金融機関でお支払いいただきます。

※ 既納の申請手数料は、どのような理由があっても返還できませんので、御注意ください。

### 4 技術管理者及び処理責任者について

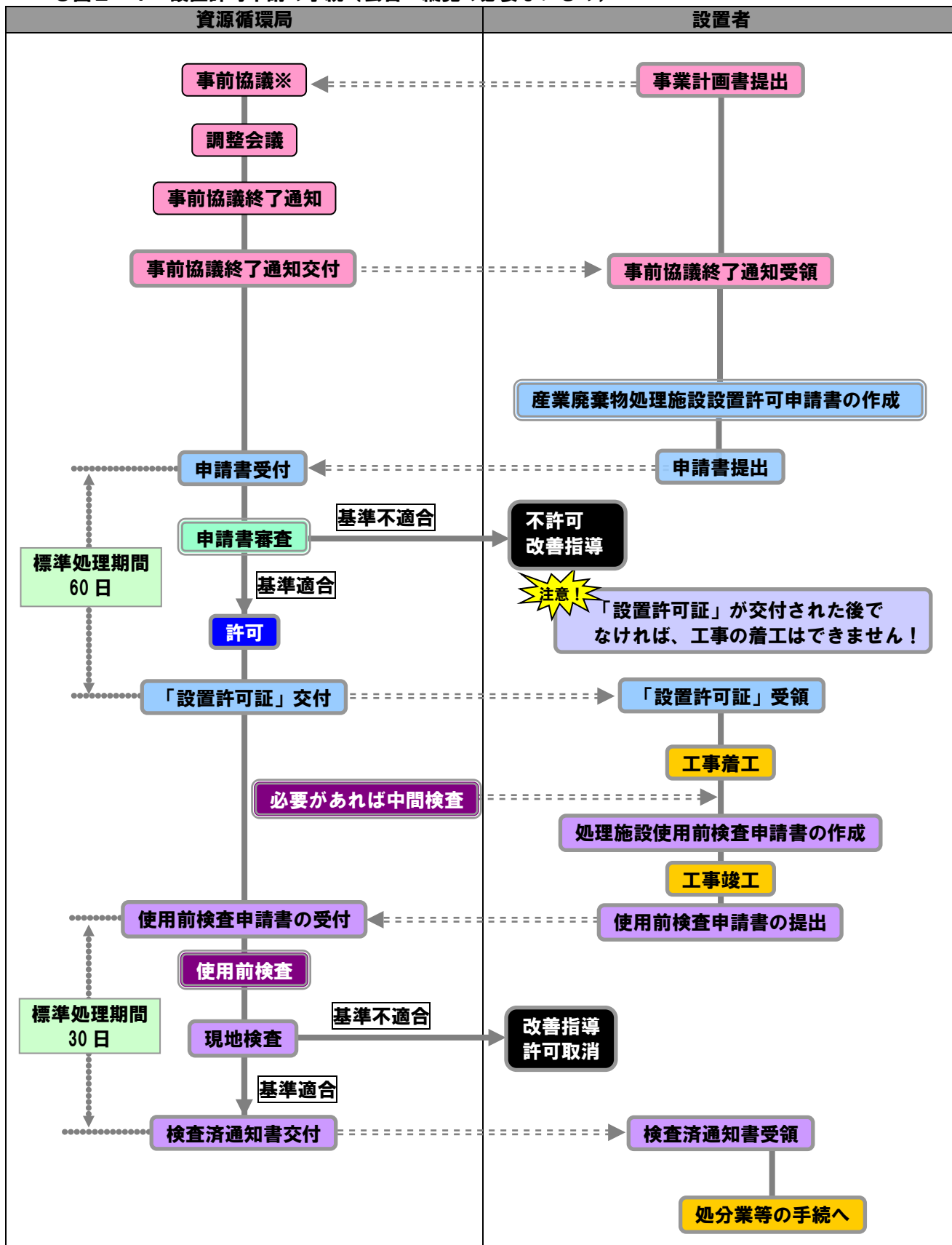
産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、「技術管理者」を置かなければなりません。（法第21条第1項）また、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業所ごとに選任の「処理責任者」を置かなければなりません。（法第12条第6項）

技術管理者は、その管理に係る産業廃棄物処理施設に関して法第15条の2の2に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。横浜市では環境大臣が認定する講習会を実施した実績のある団体（（一財）日本環境衛生センター）の講習を受講し、各種技術管理士の資格を取得した技術管理者を置くよう指導しています。

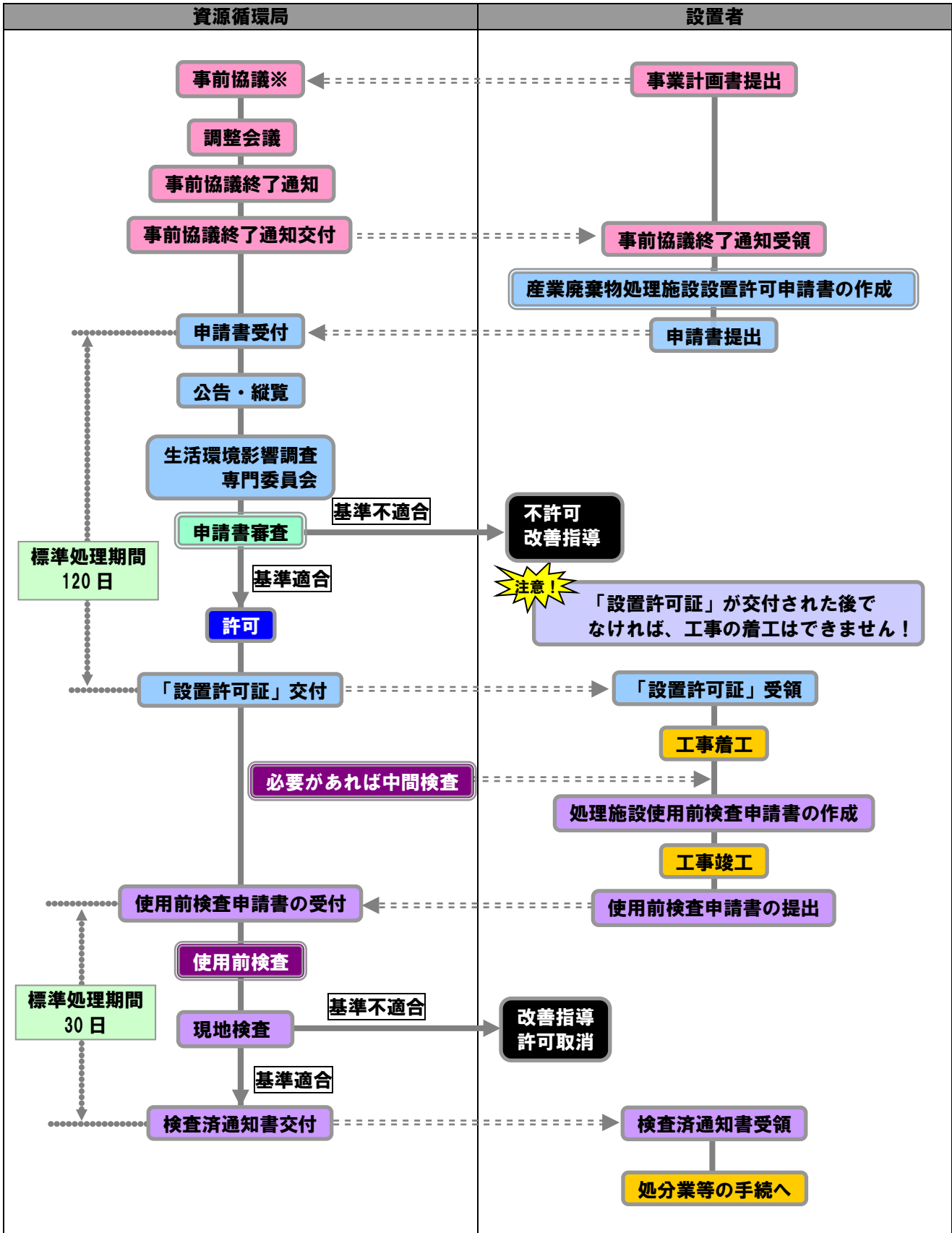
### 5 設置許可申請の流れについて

設置許可申請は、図2-1（焼却施設等以外の施設の場合）又は図2-2（焼却施設等）の流れに沿って行われます。なお、事前協議の手続きが申請前に必要となります。

◎図2-1：設置許可申請の手続（公告・縦覧の必要ないもの）



◎図 2-2：設置許可申請の手続（公告・縦覧の必要あるもの）



◇公告・縦覧の必要な施設

- ・汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物、その他産業廃棄物の焼却施設
- ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ・PCB を処理する分解施設、洗浄施設、分離施設

※施設の内容、規模等によっては、別途関係部局での手続きが必要な場合があります。

## 6 **使用前検査について**

設置した産業廃棄物処理施設を使用するには、使用前検査を受け、処理施設検査済通知書が交付された後でなければ、使用することはできません。

使用前検査を受けるには、使用前検査申請書（様式第 19 号）を提出し申請する必要があります。申請書には、施設に関する図面等を添付する必要がありますが、添付する書類については、当課担当までご確認ください。なお、現地検査の日程については当課担当と協議の上、決定してください。



# Ⅲ 許可後の産業廃棄物処理施設に係る変更等について

## 1 産業廃棄物処理施設に変更が生じる場合

許可後の産業廃棄物処理施設に変更が生じる場合は、その変更内容に応じて変更許可申請又は軽微変更の届出が必要となります。変更許可に該当する場合は「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」(様式第22号)、軽微変更に該当する場合は「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」(様式第23号)を提出する必要があります。

変更許可申請書に添付する書類については、設置許可申請時と同様ですが、変更内容が分かる書類を併せて添付してください(変更前、変更後の図面、処理フロー等)。

なお、変更許可又は軽微な変更のいずれに該当するかについては、表3-1のとおりですが、軽微な変更と想定される場合であっても、変更内容によっては、「変更の許可」に該当する場合があります。「変更の許可」に該当する場合は、工事に着手する前に変更許可を受けなければなりません。変更の計画段階で、必ず当課に相談を行ってください。

※変更許可申請の流れは、設置許可申請とほぼ同様の流れとなります。

◎表3-1：環境省令で定める「軽微な変更」及び「変更の許可」

変更内容	環境省で定める軽微な変更	変更の許可が必要なもの																										
処理能力	◇処理能力10%未満の増加又は減少となる変更	◇処理能力10%以上の増加となる変更																										
位置、構造等の設置に関する計画	◇変更の許可が必要なもの以外の変更	◇産業廃棄物処理施設の位置の変更																										
		◇産業廃棄物処理施設の処理方式の変更																										
		◇以下の設備に係る変更																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥の脱水施設</td> <td>脱水機</td> </tr> <tr> <td>汚泥の乾燥施設</td> <td>乾燥設備</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設</td> <td>燃焼室</td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離施設</td> <td>油水分離設備</td> </tr> <tr> <td>廃酸又は廃アルカリの中和施設</td> <td>中和槽</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設</td> <td>破砕機</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設</td> <td>混練設備</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</td> <td>ばい焼室</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</td> <td>熱分解設備又は分解槽</td> </tr> <tr> <td>アスベスト等の熔融施設</td> <td>熔融炉又は破砕設備</td> </tr> <tr> <td>廃PCB類の分解施設</td> <td>反応設備</td> </tr> <tr> <td>PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設</td> <td>洗浄設備又は分離設備</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	設備	汚泥の脱水施設	脱水機	汚泥の乾燥施設	乾燥設備	汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室	廃油の油水分離施設	油水分離設備	廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽	廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設	破砕機	ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽	アスベスト等の熔融施設	熔融炉又は破砕設備	廃PCB類の分解施設	反応設備	PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備
		施設の種類	設備																									
		汚泥の脱水施設	脱水機																									
		汚泥の乾燥施設	乾燥設備																									
		汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室																									
		廃油の油水分離施設	油水分離設備																									
		廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽																									
		廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設	破砕機																									
		ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備																									
		水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室																									
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽																											
アスベスト等の熔融施設	熔融炉又は破砕設備																											
廃PCB類の分解施設	反応設備																											
PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備																											
◇当該変更に伴い、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの																												
◇処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)又は量の増大に係る変更																												

維持管理に関する計画	◇変更の許可が必要なもの以外の変更	◇排ガスの性状、放流水の水質等の保全のため達成することとした数値の変更であって、変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増加するもの ◇排ガスの性状及び放流水の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が低くなるもの ◇その他施設の維持管理に関する変更
------------	-------------------	---

## 2 産業廃棄物処理施設の譲受け（借受け）、法人の合併（分割）について

許可後の産業廃棄物処理施設を譲受け又は借受けする場合や、設置者である法人の合併又は分割により、別の法人格を有する法人に産業廃棄物処理施設を承継する場合には、譲受け、借受け、合併又は分割の前に市長の許可又は認可が必要です。譲受けや合併等を予定している場合は、事前に当課相談してください。

なお、申請は、産業廃棄物譲受け（借受け）許可申請書（様式第26号）、合併・分割認可申請書（様式第27号）に必要事項を記載し、必要な書類を添付して行います。申請方法等については、当課担当までお問い合わせください。

## 3 許可申請手数料について

産業廃棄物処理施設の変更許可申請、譲受け（借受け）許可申請及び合併（分割）認可申請には表3-2に示す手数料が必要となります。

◎表3-2：手数料（横浜市収入証紙）

産業廃棄物処理施設の種類	変更許可申請手数料	譲受け（借受け）許可申請手数料 合併（分割）認可申請手数料
焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCBを処理する分解施設、洗浄施設、分離施設	130,000円	73,000円
上記以外の施設	110,000円	

※ 申請手数料は納付書で納入して頂きます。

申請書類確認後に納付書をお渡しし、お近くの金融機関でお支払いいただきます。

※ 既納の申請手数料は、どのような理由があっても返還できませんので、御注意ください。

## 4 法人の役員等に係る変更

設置者である法人の役員等が変更となった場合は、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」の届出が必要となります。添付書類等の詳細は、「産業廃棄物処理施設軽微変更届の手引き」を参照してください。

なお、法人の名称が変更となる場合は、法人格が変更されない場合であれば軽微な変更として取り扱いますが、法人格が変更される場合は、合併又は分割の認可が必要となります。

## IVその他

### 1 産業廃棄物処理施設の維持管理について

検査済通知書が発行された産業廃棄物処理施設は、「技術上の基準」及び当該許可に係る申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければなりません。（法第15条の2の2）また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」等に基づく届出等も義務付けられますのでご注意ください。

### 2 事前協議、産業廃棄物処理業等に係る手続きについて

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合や設置済みの施設の変更が生じる場合（軽微変更、譲受け、合併等の場合を含む）は、横浜市指導要綱に基づく「事前協議」や「産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業）」の申請が別途必要となる場合があります。必ず事前に当課に相談を行ってください。

### 3 関係法令等の手続きについて

産業廃棄物処理施設を設置及び変更等を行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」以外の関係法令の手続きが必要となる場合もありますので、関係部局に相談の上、必要な手続きを行ってください。

## 参考資料

### 産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準について

#### 1 産業廃棄物処理施設の技術上の基準について

許可申請する産業廃棄物処理施設が、規則第12条（共通基準）及び第12条の2（個別基準）に定める技術上の基準に適合することを証明する書類を作成して下さい。

#### 2 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準について

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画が、規則第12条の6（共通基準）及び第12条の7（個別基準）に適合するための計画書を作成して下さい。

技術上の基準及び維持管理の技術上の基準は下記の通りです（個別基準は、一部の施設のみ記載しています。記載されていない施設については、担当までご確認ください）。

共通基準

・技術上の基準

内容	必要書類等
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	構造計算書 図面 等
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	配管、タンク等の材質 機器仕様書 腐食対策の内容
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	飛散、流出、悪臭の発散防止等に関わる構造、設備の資料 図面 等
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	騒音及び振動の防止対策 計算書 等
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水処理フロー 水バランスシート 図面 等
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	容量計算書 図面 等

・維持管理の技術上の基準

内容	必要書類等
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	処理する前の産業廃棄物の性状の 分析項目及び方法 計量方法
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	投入方法 投入量の管理方法
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	事故時の対応方法 緊急連絡体制 等
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	点検方法、点検表、頻度 等
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	飛散及び流出並びに悪臭の発散の 防止対策 等
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	清掃方法、頻度 等
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動の防止対策 計算書 等
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	水質検査の項目 検査方法、頻度 等
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	点検記録表 等

## 個別基準

個別基準に関しては、汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、焼却施設（汚泥の焼却施設）、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設）、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設のみ記載しています。

（その他の施設についても個別基準はありますので、本市担当者までご確認ください）

### 1 汚泥の脱水施設

#### ・技術上の基準

内容	必要書類等
1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の仕様書、図面 等

#### ・維持管理の技術上の基準

内容	必要書類等
1 脱水機の脱水機能の低下を防止するために、定期的ろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	ろ布又は脱水機の洗浄方法、頻度 等
2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	分離液の地下浸透の防止対策

### 2-1 汚泥の乾燥施設（天日乾燥を除く）

#### ・技術上の基準

内容	必要書類等
1 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	排ガス処理工程図 排ガス処理設備の仕様書、図面 設計計算書 等

#### ・維持管理の技術上の基準

内容	必要書類等
1 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。	乾燥設備の温度の調節方法 等
2 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。	ばい煙の測定方法、頻度 等

### 2-2 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）

#### ・技術上の基準

内容	必要書類等
1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。	天日乾燥床の仕様書、図面 等
2 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	流入防止設備の仕様書、図面 等

#### ・維持管理の技術上の基準

内容	必要書類等
1 定期的天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	天日乾燥床の点検方法、頻度 分離液の流出、地下浸透の防止対策 等

3 焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設）

焼却施設は施設の構造により、下記の①～③の3種類に分かれます。

- ① ガス化改質方式、電気炉等を用いた焼却施設以外の焼却施設
- ② ガス化改質方式の焼却施設
- ③ 電気炉等を用いた焼却施設

施設の構造によって、焼却施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の個別基準が異なります。構造ごとに係る基準は下記表の通りとなっています。

施設の種類	技術上の基準	維持管理の技術上の基準
① ガス化改質方式、電気炉等を用いた焼却施設以外の焼却施設	1、2、7、10、13、16、18、19、20、21	1、2、3、4、5、6、7、14、15、20、23、24、25、26、30、31、32、33、34、35、36、37
② ガス化改質方式の焼却施設	3、4、8、11、14、17、19、20	8、9、10、11、16、17、21、28、29、32、33、34、35、36
③ 電気炉等を用いた焼却施設	5、6、9、12、15、16、20	12、13、18、19、22、25、27、30、31、33、34、35、36

・技術上の基準（焼却施設）

内容	必要書類等
1 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。（ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設については、燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。）	投入方法 投入装置、供給装置の仕様書、図面等
2 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。 燃焼ガスが、摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。 外気と遮断されたものであること。 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。	図面 設計計算書 等 滞留時間の計算書 図面 等 図面 等 助燃装置の仕様書、図面 設計計算書 等 燃焼空気供給装置の仕様書、図面 設計計算書 等
3 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。 ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。 外気と遮断されたものであること。	ガス化設備の仕様書、図面 加熱装置の仕様書、図面 設計計算書 等 図面 等
4 次の要件を備えた改質設備が設けられていること 廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。 外気と遮断されたものであること。 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。	滞留時間の計算書 改質設備の図面 設計計算書 等 図面 等 爆発の防止対策 図面 等
5 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（鋼の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却設備にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉍とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。	炉内温度の管理方法 設計計算書 図面 等
6 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。	図面 等
7 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室中の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
8 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	改質設備内の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
9 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること	炉内又は炉出口の温度の測定方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
10 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。）	燃焼ガス処理工程図 冷却設備の仕様書、図面 設計計算書 等



11	除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。）	改質ガス処理工程図 冷却設備の仕様書、図面 設計計算書 等
12	製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却できる場合を除く。）	排ガス処理工程図 冷却設備の仕様書、図面 設計計算書 等
13	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん器入口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
14	除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	除去設備入口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
15	集じん器に流入するガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん器入口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
16	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。	排ガス処理工程図 排ガス処理設備の仕様書、図面 設計計算書 等
17	改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。	改質ガス処理工程図 除去設備の仕様書、図面 設計計算書 等
18	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	煙突出口のCO濃度の測定、記録方法 CO計の仕様書、図面、位置図 等
19	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。（当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。）	ばいじん処理工程図 灰出し設備の仕様書、図面 貯留設備の仕様書、図面
20	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること	
	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	ばいじん又は焼却灰の飛散、流出防止対策、図面 等
	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。	
	ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に行うことができるものであること。	ばいじん又は焼却灰の熔融温度の管理方法、図面、設計計算書 等
	熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにできる排ガス処理設備等が設けられていること。	排ガス処理工程図 排ガス処理設備の仕様書、図面 設計計算書 等
	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。	
焼成炉中の温度が摂氏1000度以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成できるものであること。	焼成温度の管理方法 図面、設計計算書 等	
焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	焼成炉中の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等	

	<p>焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p>	<p>排ガス処理工程図 排ガス処理設備の仕様書、図面 設計計算書 等</p>
	<p>ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p>	<p>固化処理又は薬剤処理工程図 混練装置の仕様書、図面 設計計算書 等</p>
21	<p>廃油の焼却施設にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>廃油の流出、地下浸透の防止対策 流出防止設備等の仕様書、図面 床又は地盤面の仕様書、図面 等</p>

・維持管理の技術上の基準

内容		必要書類等
1	<p>ピット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。</p>	<p>混合方法</p>
2	<p>燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。(ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び、1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設を除く。)</p>	<p>投入方法</p>
3	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。</p>	<p>燃焼温度の管理方法</p>
4	<p>焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。(焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合を除く。)</p>	<p>熱しゃく減量の管理、分析方法及び、頻度(焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合にあっては、その使用方法)</p>
5	<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>立上げ方法 昇温方法</p>
6	<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p>	<p>立下げ方法 降温方法</p>
7	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼室中の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等</p>
8	<p>投入する廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。</p>	<p>ガス化設備の処理時間の調節方法</p>
9	<p>ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。</p>	<p>ガス化設備内の温度の管理方法</p>
10	<p>改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。</p>	<p>改質設備内の温度の管理方法</p>
11	<p>改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>改質設備内の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等</p>
12	<p>廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。</p>	<p>炉内の温度の管理方法</p>
13	<p>廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>炉内又は炉出口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等</p>
14	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの冷却方法</p>
15	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器入口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等</p>

16	除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)	除去設備に流入する改質ガスの冷却方法
17	除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	除去設備入口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
18	製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)	集じん器に流入するガスの冷却方法
19	集じん器内に流入するガスの温度(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
20	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備及び排ガス処理設備内のばいじんの除去方法、頻度
21	冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備及び除去設備内のばいじんの除去方法、頻度
22	排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。	排ガス処理設備内のばいじんの除去方法、頻度
23	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却すること。(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上測定し、かつ、記録するものについては除く。)	煙突出口のCO濃度の管理方法 【環境大臣が定める焼却施設】 ・セメントの製造の用に供する焼成炉(プレヒーター付きローリーキルに限る。) ・非鉄金属の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)及び転炉 ・液中燃焼方式の噴霧燃焼炉 ・専ら製紙汚泥を焼却するローリーキル(当該施設の焼却灰を鉄鋼業を主たる事業とする事業者が高炉、転炉又は電気炉の製鉄用保温剤として使用する場合に限る。)
24	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突出口のCO濃度の測定、記録方法 CO計の仕様書、図面、位置図 等
25	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。	煙突出口のDXN類濃度の管理方法
26	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する場合には、集じん器で集められたばいじん及び焼却灰・その他の燃え殻についても、測定することとなっています。	煙突出口のDXN類濃度及び、ばい煙濃度(SO <sub>x</sub> 、ばいじん、HCl及びNO <sub>x</sub> に係るものに限る。)の測定、記録方法、頻度
27	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する場合には、集じん器で集められたばいじん及び焼却灰・その他の燃え殻についても、測定することとなっています。	煙突出口のDXN類濃度及び、ばい煙濃度(SO <sub>x</sub> 、ばいじん、HCl及びNO <sub>x</sub> に係るものに限る。)の測定、記録方法、頻度

28	除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m <sup>3</sup> 以下となるように廃棄物のガス化及び改質を行うこと。	除去設備出口のD X N類濃度の管理方法
29	除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	除去設備出口のD X N類濃度及び、S O x、ばいじん、H C 1 及びN O x の測定、記録方法、頻度
30	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの対策方法
31	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	洗煙設備又は冷却設備からの排水の対策方法
32	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。(当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。)	ばいじんの排出、貯留方法
33	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじん又は焼却灰の溶融温度の管理方法
34	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼成炉中の温度の管理方法 温度の測定、記録方法
35	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水の混合方法
36	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の防止対策 消火器その他の消火設備の設置状況
37	廃油の焼却施設にあっては廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油の地下浸透の防止対策 流出防止堤等の点検方法、頻度 異常時の対応方法

#### 4 廃油の油水分離施設

##### ・技術上の基準

内容	必要書類等
1 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。	廃油の流出防止対策 流出防止堤等の仕様書、図面 等
2 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の図面 等

##### ・維持管理の技術上の基準

内容	必要書類等
1 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油の地下浸透の防止対策 流出防止堤等の点検方法、頻度 異常時の対応方法
2 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の防止対策 消火器その他の消火設備の設置状況

5 廃酸又は廃アルカリの中和施設

・技術上の基準

内容		必要書類等
1	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の図面 等
2	廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに 廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。	供給設備の仕様書、図面 かくはん装置の仕様書、図面 等

・維持管理の技術上の基準

内容		必要書類等
1	中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	中和槽内の pH の測定方法 pH 計の仕様書、図面、位置図 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量の調節方法
2	廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合方法
3	廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	廃酸又は廃アルカリの地下浸透の防止対策

6 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設

・技術上の基準

内容		必要書類等
1	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	粉じんの飛散防止対策 集じん器、散水装置等の仕様書、図面等
2	破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固化することをいう。以下同じ。）を行う場合は、次によること。	
	定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。	供給設備の仕様書、図面 等
	設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。	成形設備内又は出口の温度若しくはCO濃度の測定方法 温度計若しくはCO濃度計の仕様書、図面、位置図 等
	次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。（圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合を除く。）	
	圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。	冷却設備の仕様書、図面 等
	冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。（水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合を除く。）	冷却設備入口及び出口の温度の測定方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。（水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合を除く。）	冷却設備内の温度又はCO濃度の測定方法 温度計若しくはCO濃度計の仕様書、図面、位置図 等	
圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合は、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。		
常時換気することができる構造であること。	換気方法、換気計算書 換気装置の仕様書、図面 等	

	散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。	散水装置、消火栓等の仕様書、図面、位置図 等
	圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	
	①次の要件を備えた保管設備が設けられていること。(②に掲げる場合を除く)	
	(ア) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	保管設備内の温度及びCO濃度の測定、記録方法 温度計及びCO濃度計の仕様書、図面、位置図 等
	(イ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	保管方法、保管設備の図面 不活性ガス封入装置、その他の発火防止設備の図面 等
	②当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、(4)の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
	(ア) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	圧縮固化後物の発熱又は蓄熱対策 図面 等
	(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。(他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合を除く。)	圧縮固化後物の表面温度の監視方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
	(ウ) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	保管設備内の温度及びCO濃度の測定、記録方法 温度計及びCO濃度計の仕様書、図面、位置図 等
	(エ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	保管方法、保管設備の図面 不活性ガス封入装置、その他の発火防止設備の図面 等
	(6) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
	①圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。	圧縮固化後物の表面温度の監視方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等
	②保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合を除く。)	保管設備内の温度の測定、記録方法 温度計の仕様書、図面、位置図 等

・維持管理の技術上の基準

内容	必要書類等	
1	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	粉じんの飛散防止対策
2	破砕した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合は、次によること。	
	(1)成形設備にあっては、次によること。	
	①運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	成形設備内の運転前清掃の方法
	②廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	投入方法
	③成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	成形設備内の温度又はCO濃度の測定方法
	④上記③の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	成形設備内の温度又はCO濃度の管理方法
	(2)冷却設備にあっては、次によること。(圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合を除く。)	
	①圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。	圧縮固化後物の冷却方法
	②冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。(水に浸して冷却する場合を除く。)	冷却設備の入口及び出口温度の測定方法
	③冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。(水に浸して冷却する場合を除く。)	冷却設備内の温度又はCO濃度の測定方法
	④冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	火災の防止対策
	⑤上記②及び③の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	冷却設備内の温度又はCO濃度の管理方法
	(3)圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次によること。	
	①圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化後物の温度の測定、記録、管理方法
	②圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化後物の外観の検査、記録方法
	(4)圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、次の規定によること。	
	①圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化後物の温度の測定、記録、管理方法
	②圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化後物の外観の検査、記録方法
	(5)搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状が上記(3)①又は②の基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。	圧縮固化後物の基準不適合時の対策
	(6)保管設備内に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	圧縮固化後物の温度その他の項目の測定、記録、管理方法
	(7)圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次のとおりとする。	
	①保管設備内を常時換気すること。	保管設備内の換気方法
	②保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。	圧縮固化後物の放熱対策

<p>(8) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。</p>	
<p>①複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適切な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p>	保管容器の通気対策
<p>②容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	保管物の温度の測定、記録方法
<p>③上記②の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	保管物の温度の管理方法
<p>(9) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合</p>	
<p>①②に掲げる場合以外にあっては次のとおりとする。</p>	
<p>(ア) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	保管設備内の温度及びCO濃度の測定、記録方法
<p>(イ) 上記(ア)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	保管設備内の温度及びCO濃度の管理方法
<p>②当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、(7)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	
<p>(ア) 保管設備内を定期的に清掃すること</p>	保管設備内の清掃方法、頻度
<p>(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	圧縮固化後物の発熱又は蓄熱対策
<p>(ウ) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。(他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合を除く。)</p>	圧縮固化後物の表面温度の監視方法
<p>(エ) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他の保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	保管設備内の温度、CO濃度等の測定、記録方法
<p>(オ) 上記(エ)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	保管設備内の温度、CO濃度等の管理方法
<p>(10) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、上記(7)②の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	
<p>①保管設備内を定期的に清掃すること。</p>	保管設備内の清掃方法、頻度
<p>②保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	圧縮固化後物の発熱対策
<p>③圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。</p>	圧縮固化後物の表面温度の監視方法



	④保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合を除く。）	保管設備内の温度の測定、記録方法
	⑤上記③及び④の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備内を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	保管設備内の温度の管理方法
	(11)火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために講ずる措置、消火設備の一覧
	(12)圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出する場合は、圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	廃プラスチック類の温度その他の項目を測定する方法、記録する方法